

## 【協議項目 12-7】プラスチック資源一括回収リサイクル

### 1 概要

令和8年度からの8市町村による実施を目指している「プラスチック資源一括回収リサイクル」について、その分別内容や再資源化処理の方法等の協議を進めてきたが、第17回幹事会（R5.12.20 開催）において、調整方針が決定したため、その内容を報告するもの。

### 2 協議結果

- ・ 識別マークが表示されている「プラスチック製容器包装」とすべてがプラスチック素材の洗面器やハンガーなどの「プラスチック使用製品廃棄物」を対象とした、新たな分別区分「プラスチック資源」を設ける。なお、リサイクル推進の観点から、プラスチック素材以外の金属やゴムなどの異なる素材が含まれる製品については、プラスチック素材以外を取り外して「プラスチック資源」として排出するよう住民に働きかける。また、プラスチック素材が多く、再資源化の効率が高い粗大ごみサイズの「プラスチック資源」の品目を予め指定し、令和8年度からの再資源化を目指す。
- ・ 環境負荷と費用負担を低減するため、新たにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条で認められた中間処理を省略するリサイクル手法の実現を目指す。

### 3 調整方針

- ・ 8市町村で統一した新たな分別区分「プラスチック資源」を設ける。
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき、中間処理を省略してリサイクルするための方法を統合時まで確立する。

### 4 分別イメージ図

裏面のとおり

## プラスチック資源

全部がプラスチック素材であるもの

### プラスチック製の容器

- ・拭き取りまたは洗って、固形物は全て取り除くこと
- ・乾かすこと



### プラスチックの製品

- ・土や砂または泥などの汚れを取り除くこと



- ・プラスチック以外の素材を取り外すことができれば、プラスチック製品の対象



インク、バネ、金属などをはずす

### 大型プラスチック

台所用品	入浴用品	清掃用品	収納用品	家具・雑貨	園芸用品	レジャー用品
・お盆	・風呂ふた	・洗濯かご	・衣装ケース	・買い物かご	・植木鉢	・クーラーボックス
・ざる	・腰掛	・ちりとり	・コンテナ	・ごみ箱	・プランター	・ソリ
・たらい	・洗面器	・バケツ	・書類ケース		・じょうろ	
・漬物おけ	・ベビーバス		・シューズボックス			
・水切りかご						

- 注意事項** ・大型プラスチックの対象物以外は、1辺の長さが45cm未満であること  
(45cm以上のものでも短くできれば可能)

プラスチック資源に混ぜてはいけないもの

- ・使用済小型電子機器 (小型家電回収ボックスを利用すること)
- ・火災を生ずるおそれのあるもの (電池、エアゾール缶、ライター、モバイルバッテリーなど)
- ・けがをする原因となるもの (カッター、包丁、かみそり など)
- ・感染するおそれのあるもの (点滴用器具 など)
- ・硬すぎるもの (ヘルメット、まな板 など)

★電池 (特にリチウムイオン電池) が使用されているものは、ごみ収集車両や、施設での火災の危険性がとても高いので、絶対に入れないこと